

和 解 調 書

事 件 の 表 示 令和4年(ネ)第2451号
期 日 令和4年10月21日午前11時00分
場 所 東京高等裁判所第23民事部和解室
受 命 裁 判 官 石 垣 陽 介
裁 判 所 書 記 官 藤 見 英 輔
出頭した当事者等 控訴人 桑原久夫
控訴人 小安勤
控訴人ら代理人 藤井裕子
控訴人ら復代理人 阿部克臣
被控訴人代理人 山岸純

指 定 期 日

手 続 の 要 領 等

当事者間に次のとおり和解成立

1 当事者の表示

別紙1当事者目録記載のとおり

2 請求の表示

請求の趣旨及び原因(事案の概要)は、原判決(東京地方裁判所令和2年(ワ)第22267号損害賠償等請求事件)記載のとおりであるから、これを引用する。

3 和解条項

別紙2和解条項記載のとおり

裁判所書記官 藤 見 英 輔

(別紙2)

和 解 条 項

- 1 被控訴人は、控訴人桑原久夫及び同小安勤（以下「控訴人ら」という。）に対し、豊洲町会第70回定期総会の第3号議案「令和元年度の会計の問題点および今後の課題報告」の報告事項のうちに、会計処理上の疑問点について、「横領」という文言を用いたことを陳謝する。
- 2 控訴人らは、被控訴人に対し、事務引継ぎに当たり、控訴人らが役員在任中の豊洲町会の経理処理について、説明不足があったことに遺憾の意を表する。
- 3 被控訴人は、控訴人らに対し、控訴人らの豊洲町会の役員在任中の会計処理について、横領その他の犯罪に該当する文言を使用しないことを約束する。
- 4 被控訴人が前項に違反したときは、被控訴人は、各控訴人に対し、違反行為1回につき、それぞれ10万円を支払う。
- 5 控訴人ら及び被控訴人は、本件が円満に解決したことを確認し、被控訴人は、豊洲町会をして、別紙3記載の内容（これを改変することなく、その前後に文章を一切付加しない。使用活字は、見出しを16ポイント、本文を12ポイントの明朝体を用いる。）をもって本和解が成立し、本件が円満に解決したことを、別紙4記載の豊洲町会各街区の代表者への文書の配布、ホームページ（URL:<https://www.toyosu-chokai.com/home>）への掲載及び町内掲示板への掲示の方法によって、本和解成立の日から2週間以内に公表するものとし、その掲載及び掲示期間は3か月とする。
- 6 控訴人らは、被控訴人に対し、その余の請求をいずれも放棄する。
- 7 控訴人ら及び被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかには、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は、第1、2審を通じて、各自の負担とする。

以 上

(別紙3)

豊洲町会会員各位

紛争解決のご報告

今般、当会前会長小安勤及び前副会長桑原久夫と、当会会長佐伯浩との間の損害賠償等請求訴訟につき、東京高等裁判所において、佐伯浩が小安勤及び桑原久夫に対し、豊洲町会第70回定期総会の第3号議案「令和元年度の会計の問題点および今後の課題報告」の報告事項のうちに、会計処理上の疑問点について、「横領」という文言を用いたことを陳謝し、小安勤及び桑原久夫が佐伯浩に対し、事務引継ぎに当たり、豊洲町会の会計処理について、説明不足があったことに遺憾の意を表するとともに、佐伯浩が、今後、小安勤及び桑原久夫の豊洲町会の役員在任中の会計処理について、横領その他の犯罪に該当する文言を使用しないことを約束する旨を内容とする和解が成立し、本件紛争が円満に解決したことをご報告申し上げます。

豊洲町会

以上

(別紙4)

文 書 配 布 先

- 1 商店街第1ブロック
- 2 商店街第2ブロック
- 3 商店街第3ブロック
- 4 商店街第4ブロック
- 5 藤和シティホームズ豊洲
- 6 サンプル豊洲ベイステージ
- 7 豊洲ガーデンハウス
- 8 スターコート豊洲
- 9 東京フロントコート
- 10 エンゼルハイム豊洲
- 11 プライヴブルー東京
- 12 サピール豊洲
- 13 パークタワー豊洲
- 14 オークプレイス豊洲
- 15 東京消防庁豊洲家族待機宿舎

以 上

これは正本である。

令和4年10月24日

東京高等裁判所第23民事部

裁判所書記官 藤見英輔

